

令和2年5月

御購読者 各位

『実務 SA に強くなる!! イラスト解説 刑法』

お詫びと訂正のお願い

東京法令出版株式会社

本書（初版～初版3刷）に誤りがございました。深くお詫びを申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を下記のとおり訂正して御使用いただきますよう、お願い申し上げます。

記

該当箇所	誤	正
p. 29 8行目	イ 犯罪の実行を中止したこと。	イ 実行行為が終了せず、結果が発生しなかったこと。
10行目～12行目	ア 犯罪の実行に着手したこと。 イ 積極的に結果発生を防止するための行為を行ったこと。 ウ 結果が発生しなかったこと。	ア 犯罪の実行に着手したこと。 イ 実行行為が終了したものの、結果が発生しなかったこと。
末尾 イラストの説明 文中	燃えなかった 消した	家に火をつけたが燃えなかった（実行行為が終了しなかった） 家に火をつけ、燃えた（実行行為の終了） →何らかの理由で火が消えた（結果が発生しなかった）

以上

令和2年1月

御購読者 各位

『実務 SA に強くなる!! イラスト解説 刑法』

お詫びと訂正のお願い

東京法令出版株式会社

本書（初版及び初版2刷）に誤りがございました。深くお詫びを申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を下記のとおり訂正して御使用いただきますよう、お願い申し上げます。

記

該当箇所	誤	正
p. 10 8行目～9行目	イ 身分犯～常習賭博罪、 <u>強制性交等罪</u> 、 業務上横領罪等	イ 身分犯～常習賭博罪、業務上横領罪等

(注) 下線部分が訂正（＝削除）箇所です。平成29年の刑法一部改正により、強姦罪は強制性交等罪に罪名が変更されるときともに、加害者・被害者の性別は問わないこととされたため、身分犯からは外れました。

以 上